



2025年2月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 J M C
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 渡 邊 大 知
兼 C E O
(コード番号：5704 東証グロース)

問 合 せ 先 取 締 役 兼 C F O 篠 崎 史 郎
(TEL. 045-477-5751)

当社の従業員に対する譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、一定の条件を満たす当社の従業員を対象に、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員が、当社株式を所有することにより当社業績や株価上昇への意識を高めると共に、中長期的な企業価値向上と人的資本投資の循環を構築・強化することを目的として導入する制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象者

本制度の対象となる従業員（以下、「対象者」といいます。）は2025年4月1日に在籍している者であって、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、一定の条件を満たし、且つ割当てを希望する従業員を予定しています。

当社は、対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより賃金が減額されることはありません。

(2) その他

譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、当社取締役会において決定されます。

以上